

議 事 録

会議の名称	岩倉市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	平成 29 年 7 月 27 日(木) 14 時 00 分から 15 時 00 分まで
開催場所	市役所 7 階 第 2 委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	有尾委員、神崎委員、山村委員、鶴飼委員、伊藤委員、 岩田委員（代理出席:丹羽委員）、 説明者：教育長、教育こども未来部長、学校教育課長、 管理指導主事、指導主事、学校教育グループ長
会議の議題	(1) 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について (2) 岩倉市におけるいじめの相談体制について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	資料 1 委員名簿 資料 2 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例 資料 3 岩倉市いじめ防止基本方針 資料 4 岩倉市子ども条例 資料 5 子どもと親の相談員による相談件数等の状況 資料 6 スクールカウンセラーによる相談件数等の状況 資料 7 児童生徒への配付物
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

教育長：こんにちは。本日はお集まりいただきありがとうございます。この1年、皆様には岩倉市のためにお力をお貸しいただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

本日のいじめ問題につきましては、皆様もご存知のとおり、全国各地で痛ましい事故が起きたり、あるいはそれに近い形で子ども達が苦しんだりしています。問題は複雑化、多様化し、状況が分かり辛いような事件も起きています。そうした状況の中、

国はいじめ防止対策推進法を制定し、岩倉市においても昨年の 12 月議会において、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例が可決されました。

いじめ問題については、互いが共通理解の下、高い意識を持ち、さらには専門家の方々からの情報をいただきながら、子ども達の役に立てられるような施策に取り組んでいけたら良いと思っています。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい方ばかりですが、青少年の健全育成、将来の日本を背負う子ども達のためにお力を貸していただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いしす。

4 委員紹介（自己紹介）

5 委員長の選任

事務局：次に会長の選任に移りたいと思ひます。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 6 条第 1 項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとされていすことから、委員の皆様からどなたかご推薦いただけませんか。

ご意見もございせんので事務局からご提案をさせて頂くこととしてよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。

それでは、事務局からご提案させていただきます。会長には、本日、欠席されておりますが、岩倉市校長会長である岩倉南小学校長の古池伸江委員を事務局案としてご提案させていただきます。なお、古池委員につきましては事前に会長就任についてご了承をいただいております。ご異議がなければ拍手をもってご承認いただきたいと思ひます。

（拍手）

ありがとうございました。本日は、古池会長から南部中学校長の有尾幸市委員を職務代理としてご指名いただいております。有尾委員には、前の席に移動をお願いします。ここで有尾委員よりごあいさつをいただきたいと思ひます。

有尾委員：市内の小中学校は 1 学期を無事に終え、子ども達も笑顔で夏休みに向かっています。休みに入って 1 週間が経ったところですが、特に問題もなく、子ども達は楽しい夏休みを過ごしていることと感じております。こうした日々が今後も続いて行くよう、皆さんのお力をぜひお借りし、知恵と力を合わせて岩倉市の子ども達を健やかに育てていきたいと思ひますので、ご協力のほど、よろしくお願いしす。

事務局：ありがとうございます。

それでは、議題の（1）より、有尾委員に議事進行をお願いしたいと思ひます。よ

ろしくお願いいたします。

有尾委員：それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

本日が、初会合でございますので、本委員会の運営について確認しておきたいと思
います。事務局より説明をお願いします。

事務局：本日の協議会は、原則として公開としており、傍聴人及び報道機関への公開
についてご了承いただきますようお願いいたします。また、議事録については、署
名人を置かず、要点整理で行うこととしてよろしいでしょうか。議事録は、作成で
きた段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修
正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録とし
て確定し、市のホームページで公表することといたしますので、ご協力のほど、よ
ろしくお願いいたします。

6 議題

有尾委員：それでは、議題(1)岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より
説明をお願いします。

事務局：それでは、資料 2 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例と、併せて資料 3
岩倉市いじめ防止基本方針をご覧ください。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、平成 26 年 9 月には、愛知県い
じめ防止基本方針が示されました。これを受けて本市でも平成 27 年度から、岩倉市
いじめ防止基本方針の策定に向けてスタートしました。策定には市民意見も募集しな
がら、平成 28 年 11 月に完成しています。

本協議会については、資料 3 の 5 ページと 6 ページに記載があります。本協議会は、
岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき設置されており、役割としては、い
じめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進、関係機関及び団体相互の連絡調
整となっておりますが、その他、いじめの防止等に関する取組が、この岩倉市いじめ
防止基本方針に基づき、実効的に行われているかの点検等を行っていただく役割も担
っていただくこととなります。

委員の皆様には、いじめの発生の未然防止に関する対策の充実を図るため、いじ
めに関する情報提供や、関係機関同士連携して実施できる取組等について、積極的な
ご提案をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、市では、この連絡協議会以外に岩倉市いじめ問題専門委員会という教育委員
会の附属機関を設置しています。この委員会は、大学教授、弁護士、医師、臨床心理
士等で構成されています。実際に学校で発生した事例等を検証し、再発防止に向けて
の改善策について、ご意見やご助言をいただくものです。こちらも通常、年 2 回の開

催を基本としていますが、重大事案の発生時等には開催することになります。

方針の9ページに体制図を掲載しておりますのでご参照ください。対策連絡協議会についての説明は以上となります。

(質問なし)

有尾委員：続いて議題(2)岩倉市におけるいじめの相談体制について、事務局より説明をお願いします。

事務局：方針の4ページ目をご覧ください。いじめの問題克服のためには、いじめの未然防止の観点から、児童生徒が発するサインを見逃さないことが重要であると考えています。

いじめの未然防止、早期発見のため、市内全ての小中学校では、1学期に1回程度、教育相談を実施しています。教育相談の実施の前には事前アンケートを行っており、年間3回から4回程行う学校もあります。アンケート内容は、4月当初では学校生活全般の悩みについて、夏休み前には慣れてきたところでの質問を入れる等、その時々を工夫して入れることで探り出すようにしています。

また、設問に「いじめ」という言葉を使うと、子ども達がこれは当てはまらないのではと自己判断をしてしまうこともあるため、からかいやじゃれ合いのような状態のものも把握できるように設問を工夫しています。

教育相談では、いじめられているというのを自分で認めたくはないという思いも働くようですが、小さなサインが担任に伝わることも多くあり、たとえば書いたけれども消してしまい跡を残す等、担任はそうした子どもへの声かけを丁寧に行っています。

また、本市では、子どもとその保護者が悩みを相談できるように、全小中学校に子どもと親の相談員を配置しています。相談活動を通して、児童生徒の悩みや問題をはじめ、保護者からの相談にも対応することにより、不登校等の早期発見、早期対応や未然防止を図っています。資料5は、平成28年度に子どもと親の相談員が相談を受けた件数等の状況です。相談内容は、友人関係や家庭・家族の問題についての件数が多く、その他にも学習の悩み、先生との関係、身体の悩み等、様々な相談が寄せられています。実相談者数は、もう少し少なくなりますが、面と向かって相談室で相談する場合もありますし、廊下であった際の立ち話等も相談件数としてカウントしています。とにかく、気軽に自分の気持ちが話せる相手ということを相談員には心掛けてもらっています。子どもと親の相談員に相談したいことがあるときは投書箱にこっそりと入れてもらい、相談員も相談の日時をこっそりと伝えるようにしています。相談員は、相談内容により、教師と連携して解決に当たり、必要に応じて家庭訪問も実施し、早期の問題解決を図っています。

また、スクールカウンセラーを岩倉北小学校、曾野小学校、岩倉中学校、南部中学

校に配置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを行っています。資料6は、スクールカウンセラーへの相談件数等の状況です。この他、適応指導教室に、教育相談員と臨床心理士を配置して、カウンセリング活動を行う等、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりを行っています。

いじめの早期発見には、子どものSOSを見逃さないことの大切さを踏まえ、子どもがいじめで悩んでいることをどのように発見するのか、SOSをいつでも誰にでも発信できる体制づくりが必要であると考えています。

お手元の資料7は、学校から児童生徒へ配布している悩み相談窓口等の案内です。「きずな」には、裏面に保護者へ向けての相談窓口が一覧になっています。このきずなは、全児童生徒へ毎年、配付しています。また、愛知県が作成した「一人で悩まないで相談しましょう」のチラシについても全児童生徒へ配付しています。このチラシの中の一番上の丸印、愛知県警察本部の「被害少年相談電話」については、同じく、県警本部が設置している「ヤングテレホン」と合わせた広報用の名刺大のカードが作成されており、このカードについても配付しています。

こうした、相談しやすい体制づくりについて、他の自治体でも様々な取り組みを行っており、弁護士や臨床心理士等の第三者で構成する相談機関を市役所に常設しているところや、いじめを匿名で通報できるスマートフォン専用アプリを全生徒に無料配付しているところがあります。

本市におきましても岩倉市いじめ防止基本方針を基に、いじめの早期発見、未然防止のための取り組みを学校や家庭、地域、関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきたいと思えます。岩倉市におけるいじめの相談体制についての説明は以上となります。

有尾委員：質問やご意見はありますか。また、各機関での独自の取組についてもご紹介いただきながら、お互いの認識を深めていきたいと思えます。

鵜飼委員：人権擁護委員は、小学校の4年生から6年生までを対象とした人権教室を実施しています。昨年度は岩倉南小学校、本年度は曾野小学校で実施しました。実施の前は、子ども達に記名式のアンケート調査を行って、自分が学校で嫌だなと感じたこと等を書いてもらいます。当日は、まず初めにビデオを見て、自分の気持ちと人の気持ちは違うものなんだということを学んでもらいます。その後、事前のアンケート結果を元に制作した寸劇を人権擁護委員が演じます。演じるのは、アンケート結果で割合の高かった「嫌だな」と感じるやり取りの上位3つほどの場面です。各学校の実態に添った場면을演じることで、話を聞くだけではなかなか伝わらない内容を明確に示すことができ、子ども達は、「そうした行いはいけないことなんだ」と理解することができますし、学校の評価も高かったです。人権教室では、「みんな一人で生きているのではない、お互いに認め合って、支え合っていこう」と伝わる

よう、継続して活動を行っています。

また、私はこれまで十数年、中学校の講師として勤めてきましたが、最近、生徒同士がけなし合うという場面が非常に多いなと感じています。何故なのかと考えてみますと、テレビの影響が少なからずあるのではないかと思います。テレビでは、お笑いタレントがいじられキャラとして貶められていますが、そうしたことを生徒は実生活でやってしまっており、職業としているタレントとの区別がついていないのではないかと思います。

また、助け合うといったことについても希薄であると感じています。最近、共働き世帯が多く、乳幼児期の子育てにあまり係わりが持てない状況があります。しかし、乳幼児期は人として発達していくうえで非常に重要な時期だと考えています。

今の世の中、子どもが他人を馬鹿にしているときに、きちんと注意できる大人がどれだけいるのでしょうか。昔に比べるとそうした意識が気薄になってきているのではないのでしょうか。私は、叱られる観点や人を大切にできる心が一番重要だと思っておりますし、そうした意識は、やはり保育園、幼稚園の幼児期から小学校の低学年頃までの間に、自分達の後姿を見せながら、しっかりと子ども達に伝えていかなければいけないものだと思います。

有尾委員：人権擁護委員としての立場から、子どもに対する働きかけ、とくに具体的な事案を示しながら、いけないことはいけないと示していく等、幼児期の保護者に対する働きかけの取組についてご紹介していただきました。江南警察署ではいかがですか。

丹羽委員：私は、少年係という職務上、様々な事案で少年達と接しますが、今、感じているのは、子ども達のコミュニケーション不足です。昔と違って外で遊ぶことが少なくなった今、人と人のつながりが非常に弱い。荒くれている少年が少なくなった一方、幼く、また自分を表現できない子が多いのかなと感じています。

県警本部での取組としては、昨年、県下の中学生を対象に、相談窓口の一覧表をカード程の大きさにするためのデザイン募集を行いました。今回は、豊田市の女子中学生がデザインしたものをカードにして、県内の全中学1年生へ配付しました。他にもヤングテレホンや被害少年相談電話等の活動、またその周知・啓発等に取り組んでいます。そうした活動の中でいじめの事案があった場合は、管轄の各警察署が対応することになりますが、江南警察署管内において、現在、そういった相談や一般的に言われているようないじめ問題について寄せられている事案はありません。スマートフォンでのトラブル、たとえばラインはずしやネット上での悪口の書き込みといったトラブルは多くなっています。子ども達の間には、面と向かっては言えないが、ネット上では非常に汚い言葉が発せられているという現状が認められます。

有尾委員：ありがとうございました。次に児童相談センターのお立場からはいかがでしようか。

山村委員：いじめ問題に関しては、児童相談所が何かの取組を行うということは有りません。質問として、本日の資料には、岩倉市で認知しているいじめ問題の件数が分かる資料が無いようですが、岩倉市ではいじめは無いということでしょうか。年間のいじめの認知件数やその経年的な変化がわかるような資料は無いのでしょうか。

事務局：いじめについては、文部科学省からの通知に基づいて調査しています。認知件数は多くないのですが、明らかないじめだけでなく、嫌がらせやからかいといったものもいじめとして把握するようになりましたので、認知件数は年々増えています。

山村委員：実際のそういったデータを出していただいたほうが相談の件数等、より分かりやすいと思います。他市のいじめ問題に関する会議に出ると、かなりの件数のいじめの認知があり、それに対してどういう対応をしてきたかというような報告があるものですから、今日の報告を聞いていますと岩倉市にはいじめが無いのかなど思ってしまいます。そういうことも話してくださるとありがたいなと思いました。

有尾委員：ありがとうございます。いじめの件数については、児童相談所の山村委員からご意見をいただきましたが、認知件数の経年的な変化をみるというご意見は納得が行くお話でしたので、次回よりこの場でお示ししたほうがよいのではと思います。次に主任児童委員のお立場からはいかがでしょうか。

伊藤委員：資料をみますと、いじめの相談件数が小学校では0件、中学校では7件とありますが、私個人として認識しているいじめ問題もありますので、0件ではないということ把握していただかないといけないと思います。アンケートの取組についても、いじめを受けた直後のアンケート調査であれば件数にあがってくるのではないかと思います。

私は、子ども本人よりもその親御さんから話を聞くことのほうが多いのですが、日常生活において、ちょっとしたいじめは頻繁にあると思っています。

最近の相談内容に、ゲーム機の故障が原因のトラブルがありました。ゲーム機のバッテリーが壊れて、持ち主である子が周りにいた5人ぐらい子ども達のうちの2人を問い詰めて最終的に1人に絞り、その子に対して他の子ども達が皆で、「刺すぞ」と

か「殺すぞ」等、親御さんが聞いていても心配になるような言葉で相手を非難していたことを、そのゲーム機の持ち主である子どもの親御さんから相談されました。その子どもにも会いましたが、その子は毎日、常にゲームをやっていて、話し方も相手に何かを伝えようという話し方ではなく、こちらが聞いていても、聞きそびれるぐらい、さっさと話を終えてしまいます。すぐきれるとか言いますが、ゲーム脳になっているのではないかという不安が残りました。

こうした小さないじめというのは常に現場ではあるのではないかと考えています。この0件はありえないし、0件だからよしというふうに終わってもらっては困ると思います。

事務局：この0件は、小中学校に設置している子どもと親の相談員に対して、「いじめがあるので困っています」と児童から寄せられた件数をカウントしたものです。担任等への相談は、常にたくさん寄せられていますので、そういったものはいじめとして別にカウントしています。いじめがまったく0件であるとは考えていません。

有尾委員：ありがとうございます。次は、学校からの立場としての意見を申し上げます。

学校もいじめの認知件数を当然0件とは考えていません。

いじめ問題に関しては、まず、担任が目目を光らせて、気配を感じるということが大事だと思っており、担任には、常に気配をキャッチするといったことをお願いしています。ただ、それでもそうしたアンテナを掻い潜る隠れたいじめも当然あります。そこを補完するのがアンケート調査だと思っています。そして、そこにも炙り出されてこないいじめがあるのかもしれないので、日頃からいろんなネットワークを広げておく、また、これはいけないことだから先生に知らせなければといったように子ども達の意識を高めておくことが大切だと思っています。南部中学校においては子ども同士のケアサポート活動というのを継続的に行っており、先程、鶴飼委員からのお話にもあったように、子ども同士が支え合っていく、そういう気持ちを高めていくような取組やトレーニングを継続的に行っています。

また、ネット上のいじめの話も出てきましたが、岩倉市の両中学校では、ネット上では今どういういじめ問題が起こっているのかということ、専門的かつ全国的に取り組んでいる講師を招き、かなり刺激的な内容で子ども達に講演していただいています。

次は保護者の立場から、取組というよりも、何か感じていることや具体的な事例等を把握してみえたらお話しいただきたいと思います。

神崎委員：いじめというのは子ども達の中だけではないと私は思っています。先生でも、保護者でも、昔みたいによその子に注意してくださるのは有難いのですが、叱

り方が全く違う、叱ると怒るとの区別がついていない方も多々みえます。また、先程、鵜飼委員も言われたように、お笑い芸人と一緒の世界になって生きている子が多くて、突っ込んで叩いたりすること等がすごく目立って見えます。やられる側の子にも、意味も分からずに叩かれてすごく傷つく子、逆にいじられキャラで喜んだりする子もいます。小学生でも中学生でも、いじって何ぼというのを掛け違えているように思います。

また、学校によっては、外国籍の方が増えてきており、そこでも、時々、身体的な発言によるトラブルが起きています。私からみると、「そういうことは言ってはだめだよ」という指導ができていないのかなと思います。そうした配慮が分からずに大人になった先生が分からないまま指導にあたっている現状があると思います。

子ども達の間だけのことではない、先生が子どもに対して暴言を吐くといったことは、いじめとしてどういう風に扱われているのでしょうか。

以前、子どものやった自主学習の内容が気に入らないと、そのノートに殴り書きをする先生がみえました。これはひどいなと思い、直接先生にお話をさせていただいたことがあるのですが、こうした先生への話は、結局、どこかで止まっているのかなって、正直、思っています。私達保護者は保護者同士で話をしており、保護者からみると、結局うやむやになるようなグレーゾーンが結構あるのではないかと感じています。ですから、子ども達のいじめ問題ばかり取り組まずに違う視野でも取り上げていていただきたいと常々思っています。

有尾委員：今のお話は、広く人権問題とか、体罰に関わってくる話だと思いますが、学校は、そうした報告や相談があったときは、必ず管理職まで情報が届き、それを市の教育委員会にも直ちに報告をするという体制をとっており、常に厳粛に対応しているつもりではありますが、なかなか保護者の方の目に見えるようなリアクションがない場合は、そういうふうを受け取られることがあるかも知れません。今後、気をつけていきたいと思います。

さて、本日、この協議会で定義しているのは、子ども達のいじめ問題についてですので、そこに絞って話を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

鵜飼委員：先程から、いじられキャラで慣れてしまっているという話がありましたが、法務局ではSOSミニレターという活動を行っており、学校の先生には言えない子ども達のサインを受け取る機会を設けています。顔は笑っているけど、実は心は泣いている子がいても、この子は笑っているから大丈夫だと、多くの子ども達は思ってしまうのですが、本当は笑ってはいないんだよということを伝えていかなければいけないと思います。自分がされて嫌なことは人にもしないということをやはり、小さいときから徹底して教えていきたいと思っています。

有尾委員：その他、なにか具体的な事例についてご存知のことがありましたら発言をお願いします。

伊藤委員：子ども達の教育は、社会教育もありますし、学校教育もありますけど、基本は家庭教育だと思います。私は、もちろん子どもは大事ですけど、一番力を入れることとは、親御さんに目を向けることだと思います。

鵜飼委員：子どもは家庭のコピーであり、やはり私達大人に責任があると思いますので、言葉で伝えるだけではなく、自分達が襟を正して、理想の姿を見せて、子どもの意識を育てていきたいと思います。

有尾委員：こういったご意見を参考にしながら、せっかく、いろいろな立場の方が集まっておられますので、それぞれの場所で、保護者への指導や教育についても話題にさせていただけたらと思います。

少し子どものいじめ問題に話題を戻します。結局、見えないところでおきるいじめがあるということは否めません。それが、結果大きな問題になってくる。先程から出ている相談窓口については、そうした相談窓口がいろいろあることを実際に子ども達が認知しているかどうかという問題があると思います。確かにリーフレット等配られますが、そのままゴミ箱に行くことも容易に想像がつくわけで、やはり、たくさんのいろいろな角度からの周知が必要ではないかと思います。効果的な窓口の周知方法等、良いアイデアがあったらご意見をいただきたいと思います。

丹羽委員：周知については、管内の自治体の事例を紹介します。これまで、警察や県のも含めたたくさんの相談窓口について、リーフレットや、先程、紹介しました生徒手帳に挟んでおけるようなカードを配付してきましたが、やはりなかなか携帯してもらえない。そこで、検討した結果、相談窓口の一覧を生徒手帳に初めから刷り込むという取組を本年度から始めた自治体があります。

有尾委員：ありがとうございます。参考にしたいと思います。その他はいかがですが。

たとえば、この会議が開かれていることはホームページで周知されていますし、学校や市がいじめ問題についての取り組んでいるということも掲載されています。

いじめについては、0件ではないということをお話しましたが、保護者からいじめの訴えがあったとき、市はいじめ問題についてきちんと取り組んでいるのかと必ず聞かれ、市としてはこうして取り組んでいますとお答えすることが今までにもありました。

岩倉市いじめ問題対策協議会が設置されているということ、定例の会議が開かれて、こうしてご意見をいただいているということをも、市民の方々に知っていただ

くことも必要だと思います。それから、さらに具体的な動きとして、このいじめ問題対策連絡協議会として、様々な相談窓口の周知・啓発の方法を検討し、かつ実行していくという動きもあっても良いのではないかと思います。ただ、決め手に欠けることは確かですので、今後、情報収集をしていただいて、こうした取組はどうだろうということがありましたら、次回の協議会でお聞かせいただけたらと思います。

他にご意見はありませんか。では、ここでいただいたご意見を参考にしながら、事務局でまとめていただくということによろしいでしょうか。

本日は、いろんな角度からのご意見をいただくことができたと思います。本当に子ども達の命に直結している問題ですので、生半可な気持ちでは対応できません。特に学校は心して対応していかなければいけないと思っていますので、また、今後とも忌憚のないご意見をいただいて、子ども達の今後に活かしていきたいと思っています。これで、議事を終了いたします。事務局に進行を戻します。

事務局：委員の皆様、それぞれのご意見をいただきありがとうございます。本日のご意見を参考に、岩倉市におけるいじめの認知件数、状況等を次回にお示ししていきたいと思っています。今回の資料にもありますように、やはり市としては、子ども達が相談できるところをきちんと守っていきたいと思います。学校の先生には言いにくい等、先生でもなく、親でもないというところで、岩倉市は子どもと親の相談員を全校に配置させていただきます。スクールカウンセラーもいますし、当然、教職員も声かけをしています。そして、家庭教育、親御さんへの教育も大事だと思っています。先程、丹羽委員からご意見もいただきましたが、窓口の周知・啓発にどういったものが効果的なのかという点についても、事務局で検討し、次回にお話できればと思います。

本日は、ご意見をいろいろ頂戴しましてありがとうございます。以上で会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとうございました。